

七六	個人向け国債の発行等に関する省令第四條第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	二九	七二	五四
七七	健康保険印紙の形式の一部を改正する件	三〇	七三	二八
七八	令和三年度分の予算について、財政法第三十四條の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならぬ経費を定める件	三〇	七三	二八
七九	日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件	三一	七四	四四
八〇	租税特別措置法第二十八條の三及び第六十七條の四に規定する転廃業助成金等を指定する件	三一	七四	四四
八一	所得税法施行規則第二百二條第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件の一部を改正する件	三一	七四	四四
八二	所得税法第八十九條第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件	三一	七四	四四
八三	所得税法施行規則第六十三條第五項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件	三一	七四	四四
八四	法人税法施行規則第八條の三の十第三項(同令第三十七條の三の二第二項において準用する場合を含む。)及び第五十九條第三項(同令第二十六條の三第三項、第二十六條の五第二項、第三十七條の三の二第四項、第六十二條及び第六十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件	三一	七四	四四
八五	地価税法施行規則第十條第三項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件	三一	七四	四四
八六	登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件	三一	七四	四四
八七	消費税法施行令第五十條第三項、第五十四條第五項、第五十八條第三項及び第五十八條の二第三項及び第七十一條第五項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六條第二項並びに消費税法施行規則第五條第三項及び第十六條第三項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件	三一	七四	四四
八八	租税特別措置法第十一條第一項及び第四十三條第一項の規定の適用を受ける期間を指定する件を廃止する件	三一	七四	四四
八九	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九條第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第八十九條第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件	三一	七四	四四
九〇	特恵受益国等、特恵関税の便益を与えない物品等及び特別特恵受益国を告示する件	三一	七四	四四
九一	輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件	三一	七四	四四
九二	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省 ○農林水産省、厚生労働省、環境省 特定事業者責任比率の一部を改正する件	三一	七四	四四
九三	再商品化義務総量の一部を改正する件	三一	七四	四四
九四	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件	三一	七四	四四
九五	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件	三一	七四	四四
九六	財務省、農林水産省、経済産業省 ○財務省、農林水産省、経済産業省 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五條の規定に基づき、同条の主務大臣が定める利率を定める等の件の一部を改正する件	三一	七四	四四
九七	株式会社日本政策金融公庫法附則第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件	三一	七四	四四
九八	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二條第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件	三一	七四	四四
九九	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三條第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件	三一	七四	四四
一〇〇	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件	三一	七四	四四
一〇一	財務省、農林水産省、経済産業省 ○財務省、農林水産省、経済産業省 株式会社日本政策金融公庫法第二十二條第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件	三一	七四	四四